

公立学校情報機器整備支援事業
令和7年度学習者用コンピュータ
共通仕様書
〔 iPadリース 〕

島根県GIGAスクール構想推進協議会

令和7年4月1日

1 概要

(1) 調達目的

GIGAスクール構想実現のため、令和2～3年度に一人一台端末の整備を行ってきた。その端末の利活用が進むにつれ、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなどの経年劣化に伴い、令和6年度より5年程度をかけて島根県内の公立学校の一人一台端末を、計画的に更新整備を行う。

また、地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、県域での共同調達を実施する。

(2) 調達方法

一般競争入札とし、予定価格の範囲内であり、最も安価な金額を提示したものを落札事業者とする。

落札事業者は、調達自治体ごとに契約を結び、その契約については、「リース」で行うものとする。

(3) 調達範囲

- ・ 端末本体・周辺機器の調達
- ・ 端末本体・クラウドのキッティング、指定箇所への納品
- ・ 運用保守（オプション）

2 調達機器の規格等

(1) 調達自治体（令和7年度）

島根県（特別支援学校）

(2) 調達機器の規格

- ・ Apple製 iPad 第11世代であること

	島根県（特別支援学校）
OS	iPadOS
CPU	—
ストレージ	128GB以上
メモリ	—
画面	11インチ、タッチパネル対応
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac以上
周辺機器	ハードウェアキーボード及びタッチペン ・ハードウェアキーボードについては、Logicool製ケース一体型が好ましい ・タッチペンは任意のものとする
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
スタンド	利用時に端末を自立させるためのスタンドを用意すること（キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない）
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること（マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応）
外部接続端子	USB2.0以上の規格であってUSB Type-C PD（Power Delivery）に対応したポートを1つ以上有していること

バッテリー稼働時間	8時間以上
重さ	1.5kg程度を超えないこと（本体及びハードウェアキーボード）
端末管理機能	以下の設定を、ネットワークを介して行うための端末管理機能（MDM）を有していること 管理ソフトはmobiconnect（インヴェンティット社製）とする。 本調達には上記ライセンス5年分を付与すること。 管理ソフトの機能は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 端末の機能制御設定 ・ 端末が利用するApp/Bookの配信 ・ 接続先ネットワークの制御 ・ 紛失・盗難時のセキュリティ設定（強制ロック、強制ワイプなど）
その他	<p>1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること</p> <p>(1) 端末の稼働状況を把握できる機能</p> <p>(2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マルウェアから端末を保護する機能 ・ ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい） <p>2 OSメーカー（端末のOSと異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること</p> <p>3 DEP登録した端末を納入すること</p>
ソフトウェア（納品時に導入済としておくべきソフト）	以下のソフトウェア（無償のもの）を納品時にインストールしておくこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Microsoft Office 365（無償版） ・ Documents by Readdle ・ UDブラウザ

(3) 調達数量及び納入場所

① 数量

345台

② 納入場所

別紙1 納入場所一覧表のとおり

なお、各納入場所への納入日については、島根県教育庁特別支援教育課と協議の上決定するものとする。

(4) 納入期限

令和7年8月31日

県下特別支援学校のうち島根県教育庁特別支援教育課の指定した各納入場所すべてに期日までに納入すること。

(5) 賃貸借（リース）期間

令和7年9月1日～令和12年8月31日

3 機器の搬入・設置

(1) 機器の搬入・設置については、島根県教育庁特別支援教育課と協議の上で進め、各学校には負担がかからないようにすること。

(2) 搬入後、すぐに使用できるよう、自身の事業所等でキitting作業を行うこと。

下記①～⑦はあくまでも想定であり、具体的な作業内容については、島根県教育庁特別支援教育課と協議の上実施すること。

- ① 開梱
 - ② 島根県教育庁特別支援教育課のルールに従い管理番号を付与し、シールを作成し、端末に貼り付けること。
 - ③ アクセサリ（画面保護フィルムや本体カバー等）があれば、端末及び付属品等に設置すること。
 - ④ OS最新バージョンへのアップデート
 - ⑤ Google Workspaceへの端末登録及びログイン作業の実施（ログイン作業においては、必要なエンロールメント用アカウントを払い出す。）
 - ⑥ MDMを通じ、指定するネットワーク設定・端末設定・セキュリティ設定を施すこと。
 - ⑦ 指定のソフトウェアをインストールすること。
 - ⑧ 動作確認
- (3) 端末管理番号やMACアドレス、シリアルナンバー等を整理した機器一覧表を提出すること。
 - (4) 搬入の際に出た不要な配線及び梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。
 - (5) 障害等が発生した際の対応表を作成し、提出すること。
 - (6) 機器の取扱や設定に関するマニュアルを作成し、提出すること。

4 ハードウェア保証・保守について

- (1) 基本
 - ・ 納入日から1年間以上の無償メーカー保証があること。なお、無償修理の対象になるものの基準を示すこと。
- (2) オプション 別途契約事項（保守契約）
 - ・ 本契約とは別に、本調達物件全体に対する保守契約を締結すること。
可能であれば本調達と運用保守を一体とした契約となることが望ましい。
締結が難しい場合は、下記保守内容を満たすことのできる別会社を選定すること。
 - ・ 保守内容としては大きく①予防保守②緊急保守③MDMの運用④問い合わせ対応⑤仕様変更等。
 - ・ 保守の期間は納入日から5年間とする。
 - ・ 他詳細については別紙2「保守業務仕様書」のとおり。

5 その他

- (1) 機器は、品質・耐久性・堅牢性・サプライチェーンリスクを考慮し、選定すること。
- (2) 物品はすべて新品であること。
- (3) OSは調達時点で最新バージョンのものを導入すること。
- (4) 賃貸借期間前には請求が発生しないこと。
また、賃貸借期間が満了した際の物品の取扱（無償譲渡または引上げについて）は、島根県教育庁特別支援教育課との協議の上決定するものとする。

Ⅱ その他の要件

1 導入要件全般

本事業で取り扱う情報資産の機密性・完全性・可用性を確保すること。

2 実施体制

本調達を確実に実施できる体制を整えて実施すること。

3 参加資格等

入札公告及び入札説明書のとおり

4 その他

本仕様書に何らかの疑義が生じた場合や、本仕様書に記載のない事項は、島根県GIGAスクール構想推進協議会事務局、島根県教育庁特別支援教育課及び受託事業者が別途協議の上、決定するものとする。

当該事業は、国から交付された「GIGAスクール構想加速化交付金（公立学校情報機器整備費補助金）」により当県に造成された「1人1台端末等更新に係る基金」を活用して実施する。本件はリース契約かつ都道府県事業であるため、補助金の申請はリース契約事業者単独で補助金申請を行う必要がある。

また、リース契約に含まれる経費からリース事業者に対して支払を想定される12,420千円（@36千円×345台）を差し引いた金額によりリース契約を締結することとする。なお、基金からリース事業者に対する支払い金額等が増減した場合には、差額について変更契約を行うものとする。

【別紙1】納入場所一覧表

No.	調達自治体	納入先	郵便番号	住所	納入台数
1	島根県	松江ろう学校	690-0121	松江市古志町191-6	15
2	島根県	浜田ろう学校	697-0003	浜田市国分町342-2	1
3	島根県	松江養護学校	690-0823	松江市西川津町31	76
4	島根県	出雲養護学校	699-0822	出雲市神西沖町2485	95
5	島根県	出雲養護学校大田分教室	694-0052	大田市久手町刺鹿522-1	12
6	島根県	石見養護学校	696-0102	邑智郡邑南町中野2384-18	9
7	島根県	浜田養護学校	697-0003	浜田市国分町342-2	37
8	島根県	益田養護学校	699-5132	益田市横田町2120-1	32
9	島根県	隠岐養護学校	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町363	9
10	島根県	松江清心養護学校	690-0864	松江市東生馬町11	24
11	島根県	江津清和養護学校	695-0001	江津市渡津町772	13
12	島根県	松江緑が丘養護学校	690-0015	松江市上乃木5丁目18-1	22

※納入先毎の納入台数は公告時点のもので変わることがあります。

保守業務仕様書

1 保守業務の対象及び内容

- (1) 保守業務の対象は、本調達物件全体とする。
- (2) 保守業務の内容は次のとおりとする。
 - ① 予防保守
 - ② 緊急保守
 - ③ モバイルデバイス管理システム (MDM) の運用
 - ④ 問い合わせ対応
 - ⑤ 仕様変更等
- (3) 保守期間は引渡の日から令和12年8月31日までとする。

2 保守業務の処理方法

- (1) 予防保守
 - ① 不具合対応
本調達物件（製品に起因するもの）の不具合（バグを含む）の調査・補修を適宜実施すること。
 - ② セキュリティ対応
本調達物件を構成する機器及びソフトウェア製品に関して、通常の使用に重大な影響を与える脆弱性が見つかり、かつその対応が緊急性を要する場合は、速やかにセキュリティ・パッチを適用すること
- (2) 緊急保守
本調達物件に障害・故障が発生した場合の対応は、次のとおりとする。
 - ① 受付時間
学校担当者からの電話による通報受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急かつ通常の使用に重大な支障がある場合は協議の上決定すること。
 - ② 原因調査及び復旧
本調達物件の技術責任者又はサポート担当者は、学校担当者からの通報を受けて、速やかに障害・故障の原因を調査し、復旧のための切り分けを行うこと。
また、障害・故障の復旧のため、修復、部品交換・修理が必要な場合は、速やかに実施すること。この場合必要となる経費は納入業者が負担するものとする。
 - ③ 機器の保証
本調達物件に係る保証は、1年間のメーカー保証のみとし、その期間において機器修理等は無償で実施すること。
- (3) モバイルデバイス管理システム (MDM) の運用
本調達物件に係る障害、故障、要望等のうち MDM を利用する案件に

ついて、特別支援教育課または特別支援学校が依頼する諸作業を実施すること。

(4) 問い合わせ対応

① 受付方法

通常の使用時の操作上の不明点等に関する問合せは、納入業者への電話・ファクシミリ・電子メールによるものとする。

② 受付時間

電話による問い合わせの受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

③ 回答

本調達物件の技術責任者又はサポート担当者は、問い合わせがあった場合は、速やかに適切な応答をすること。

④ 状況報告

当月の問い合わせ対応状況等について、翌月の20日までに特別支援教育課へ報告すること。報告様式は、特別支援教育課と協議の上決定する。

(5) 仕様変更等

本調達物件の使用上必要となった軽微な仕様変更及び年度移行等に伴って本調達物件が備えている機能では対応できない処理が必要となった場合は、年2回（1回当たり6時間程度）を限度として特別支援教育課の指示により実施すること。